

○環境省令第十号

南極地域の環境の保護に関する法律（平成九年法律第六十一号）第三条第五号及び第七条第一項第三号の規定に基づき、南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年九月十一日

環境大臣 齊藤 鉄夫

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則の一部を改正する省令

南極地域の環境の保護に関する法律施行規則（平成九年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

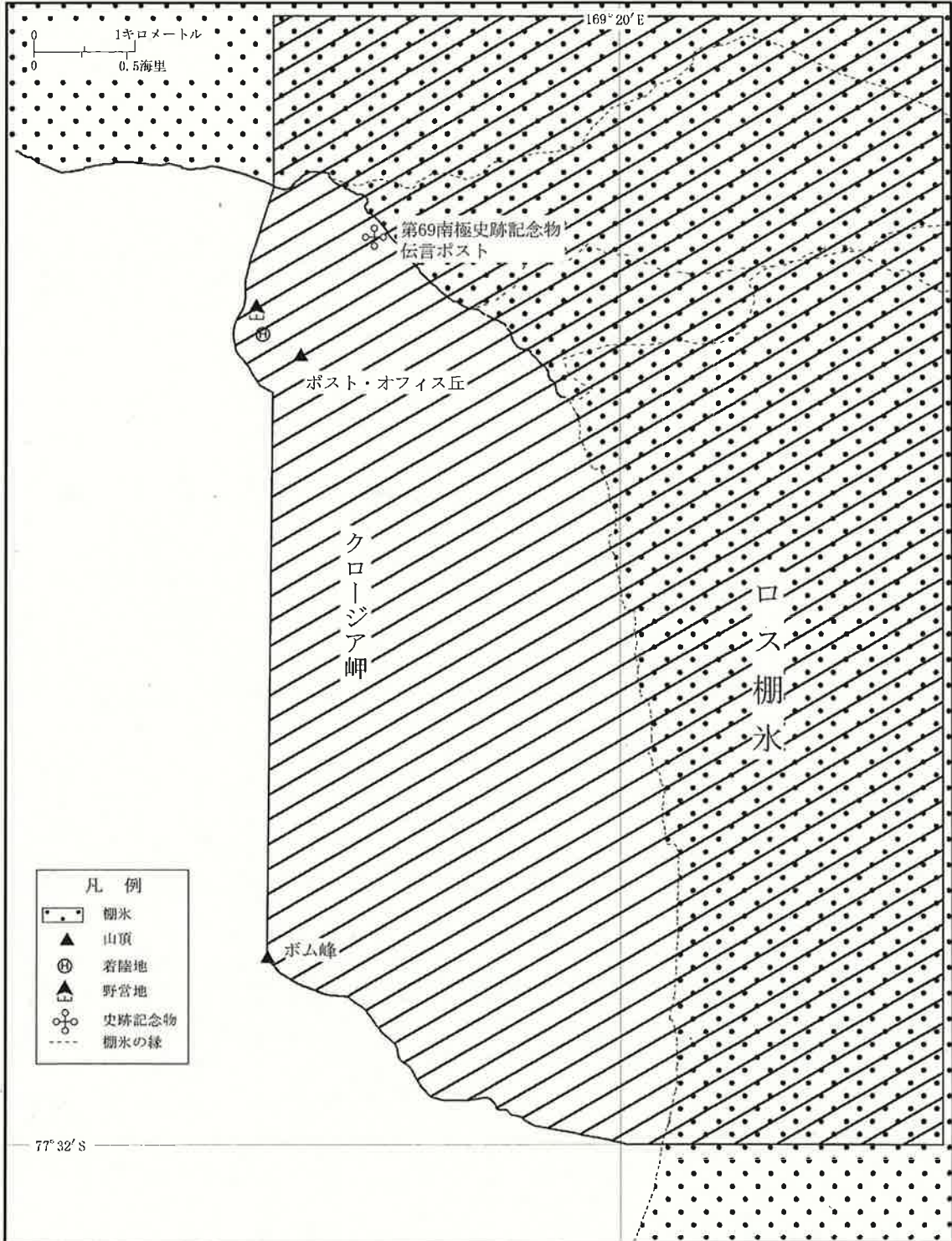
別記第二十四南極特別保護地区を次のように改める。

第二十四南極特別保護地区

ロス島のクロージア岬

この地区は、クロージア岬の北海岸にある地点（南緯 77 度 26 分 54 秒東経 169 度 11 分 30 秒）を起点とし、同地点から東経 169 度 11 分 30 秒の経度線を北に進み、南緯 77 度 26 分東経 169 度 11 分 30 秒の地点に至り、同地点から南緯 77 度 26 分の緯度線を東に進み、南緯 77 度 26 分東経 169 度 28 分の地点に至り、同地点から東経 169 度 28 分の経度線を南に進み、南緯 77 度 32 分東経 169 度 28 分の地点に至り、同地点から南緯 77 度 32 分の緯度線を西に進み、南緯 77 度 32 分東経 169 度 20 分の地点に至り、同地点から稜線を西に進み、ボム峰（南緯 77 度 31 分東経 169 度 11 分 30 秒）に至り、同地点から東経 169 度 11 分 30 秒の経度線を北に進み、ポスト・オフィス丘の南西にある地点（南緯 77 度 28 分東経 169 度 11 分 30 秒）に至り、同地点から稜線を北に進み、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

(地図)



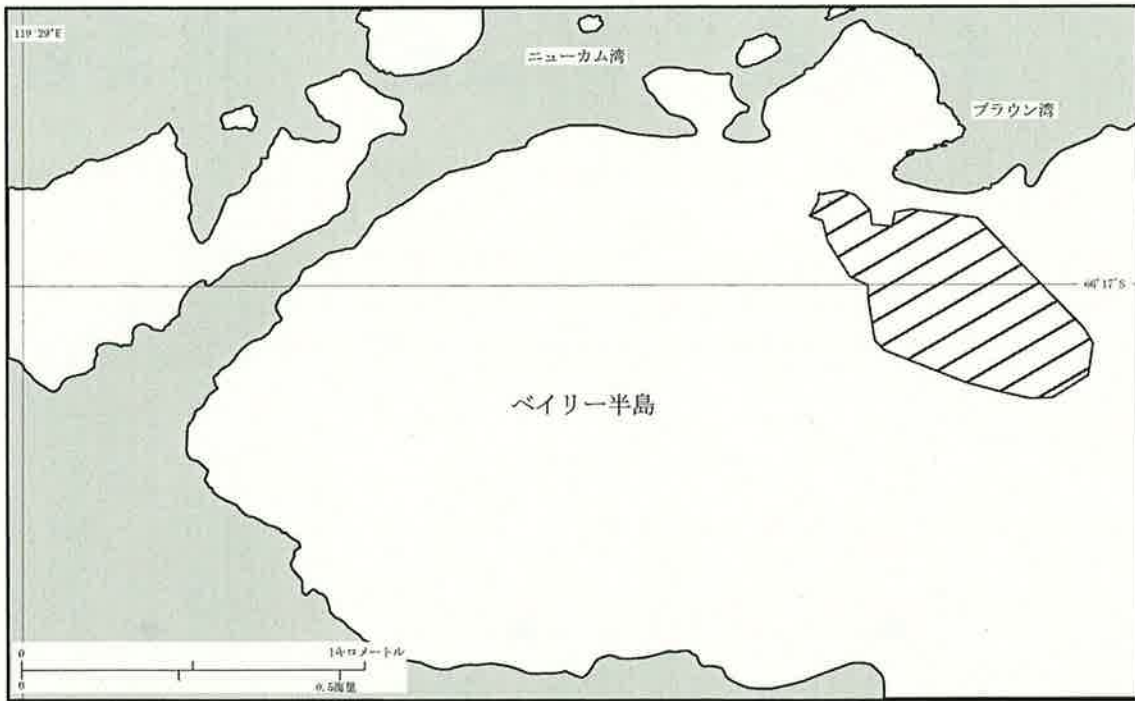
別記第三十五南極特別保護地区を次のように改める。

第三十五南極特別保護地区

ウィルクス・ランドのバッド海岸のベイリー半島北東部

この地区は、南緯 66 度 16 分 52 秒東経 110 度 32 分 7 秒の地点を起点とし、同地点と南緯 66 度 16 分 51 秒東経 110 度 32 分 12 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 66 度 16 分 52 秒東経 110 度 32 分 16 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 66 度 16 分 53 秒東経 110 度 32 分 19 秒の地点を結ぶ直線、東経 110 度 32 分 19 秒の経度線、南緯 66 度 16 分 55 秒の緯度線、南緯 66 度 16 分 55 秒東経 110 度 32 分 24 秒の地点と南緯 66 度 16 分 53 秒東経 110 度 32 分 25 秒の地点を結ぶ直線、南緯 66 度 16 分 53 秒の緯度線、南緯 66 度 16 分 53 秒東経 110 度 32 分 29 秒の地点と南緯 66 度 16 分 54 秒東経 110 度 32 分 44 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 66 度 17 分 5 秒東経 110 度 33 分 9 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 66 度 17 分 6 秒東経 110 度 33 分 11 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 66 度 17 分 9 秒東経 110 度 33 分 10 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 66 度 17 分 11 秒東経 110 度 33 分 2 秒の地点を結ぶ直線、南緯 66 度 17 分 11 秒の緯度線、南緯 66 度 17 分 11 秒東経 110 度 32 分 50 秒の地点と南緯 66 度 17 分 10 秒東経 110 度 32 分 41 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 66 度 17 分 7 秒東経 110 度 32 分 22 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 66 度 17 分 6 秒東経 110 度 32 分 20 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 66 度 17 分 2 秒東経 110 度 32 分 18 秒の地点を結ぶ直線、東経 110 度 32 分 18 秒の経度線、南緯 66 度 17 分の緯度線、南緯 66 度 17 分東経 110 度 32 分 14 秒の地点と南緯 66 度 16 分 56 秒東経 110 度 32 分 9 秒の地点を結ぶ直線、同地点と南緯 66 度 16 分 54 秒東経 110 度 32 分 8 秒の地点を結ぶ直線、南緯 66 度 16 分 54 秒の緯度線及び南緯 66 度 16 分 54 秒東経 110 度 32 分 5 秒の地点と起点を結ぶ直線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

(地図)



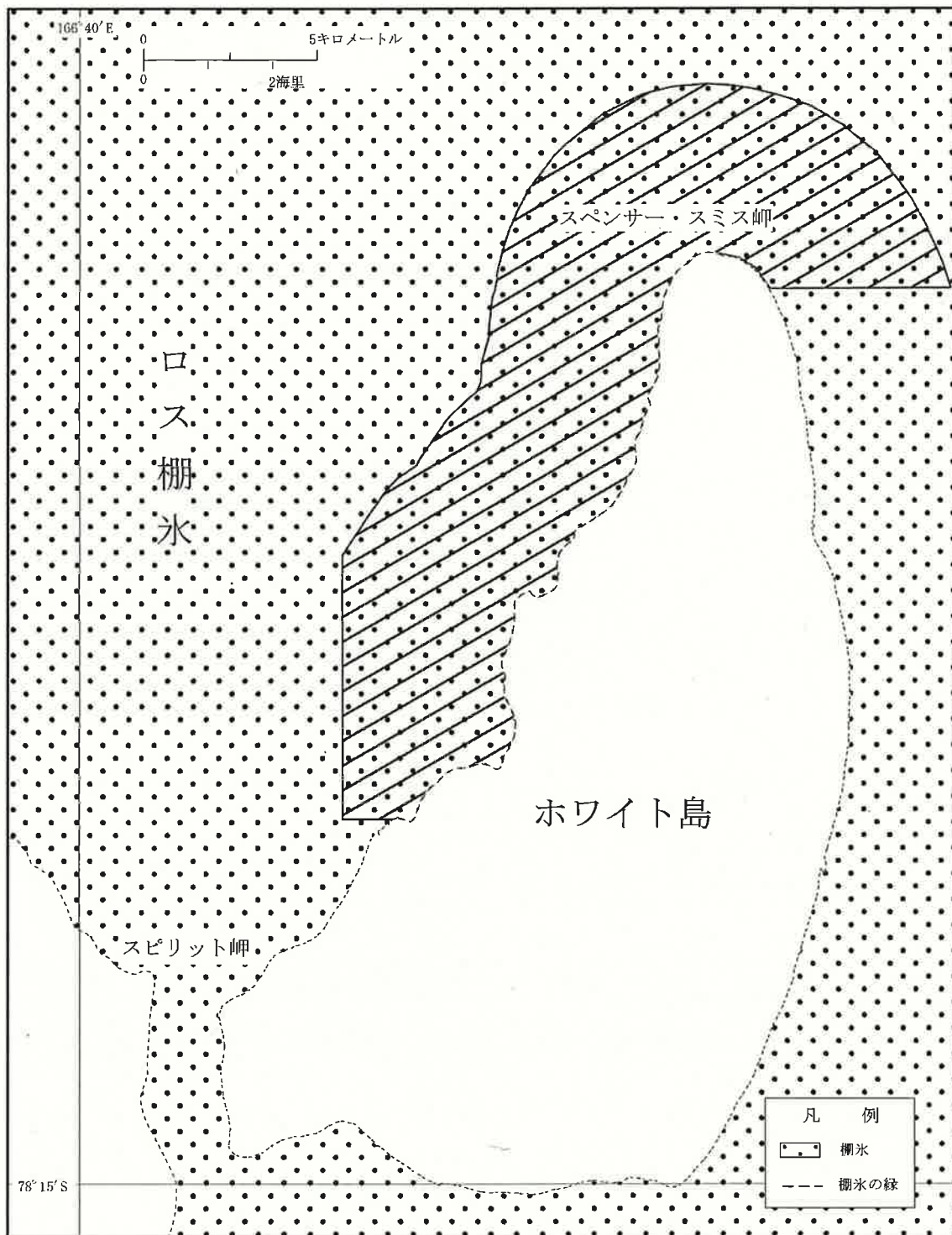
別記第三十七南極特別保護地区を次のように改める。

第三十七南極特別保護地区

マクマード入江のホワイト島の北西海域

この地区は、ロス島のハット岬から南西約25キロメートルにあるホワイト島の北西にあり、スペンサー・スミス岬の東端（南緯78度43秒東経167度32分42秒）を起点とし、同地点からホワイト島の海岸線を南西に進み、南緯78度9分12秒東経167度5分の地点に至り、同地点から南緯78度9分12秒の緯度線を西に進み、南緯78度9分12秒東経167度の地点に至り、同地点から東経167度の経度線を北に進み、南緯78度5分東経167度の地点に至り、同地点からホワイト島の海岸線から5キロメートル離れたところにある線を北東に進み、南緯78度43秒東経167度46分37秒の地点に至り、同地点から同地点と起点を結ぶ直線を西に進み、起点に至る線により囲まれた海域（次の地図の斜線部分）から成る。

(地図)



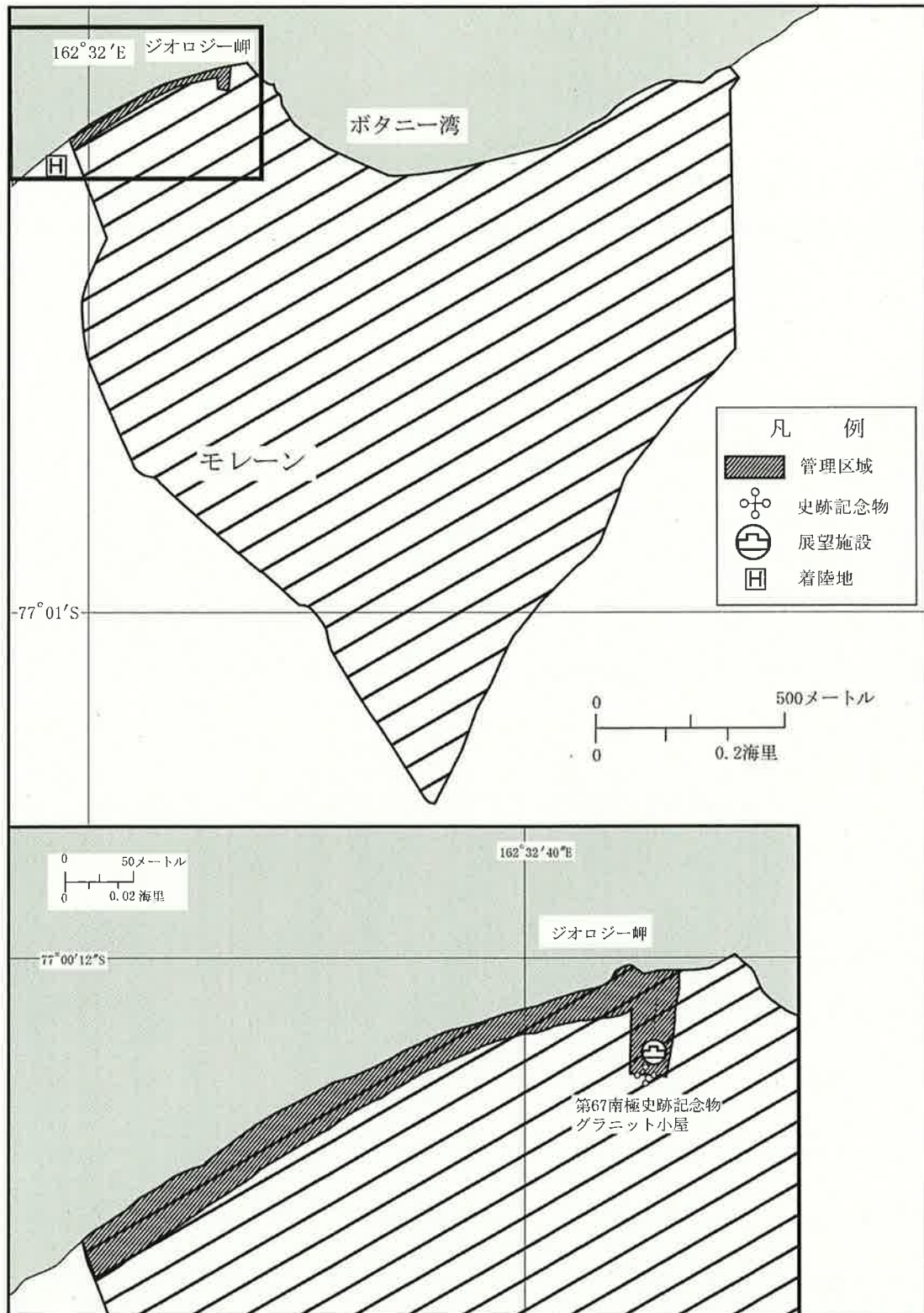
別記第五十四南極特別保護地区を次のように改める。

第五十四南極特別保護地区

ヴィクトリア・ランドのジオロジー岬のボタニー湾

この地区は、ヴィクトリア・ランドのボタニー湾の南西にあり、ジオロジー岬の南西約 400 メートルのところにある地点（南緯 77 度 19 秒東経 162 度 31 分 53 秒）を起点とし、同地点からヴィクトリア・ランド北岸の最大高潮時海岸線を東に進み、南緯 77 度 13 秒東経 162 度 36 分 10 秒の地点に至り、同地点から東経 162 度 36 分 10 秒の経度線を南に進み、南緯 77 度 13 秒東経 162 度 36 分 10 秒の地点に至り、同地点から稜線を南西に進み、南緯 77 度 1 分 16 秒東経 162 度 34 分 15 秒の地点に至り、同地点から稜線を北西に進み、南緯 77 度 59 秒東経 162 度 33 分 22 秒の地点を経由し、起点に至る線により囲まれた区域（次の地図の斜線部分）から成る。

(地 図)



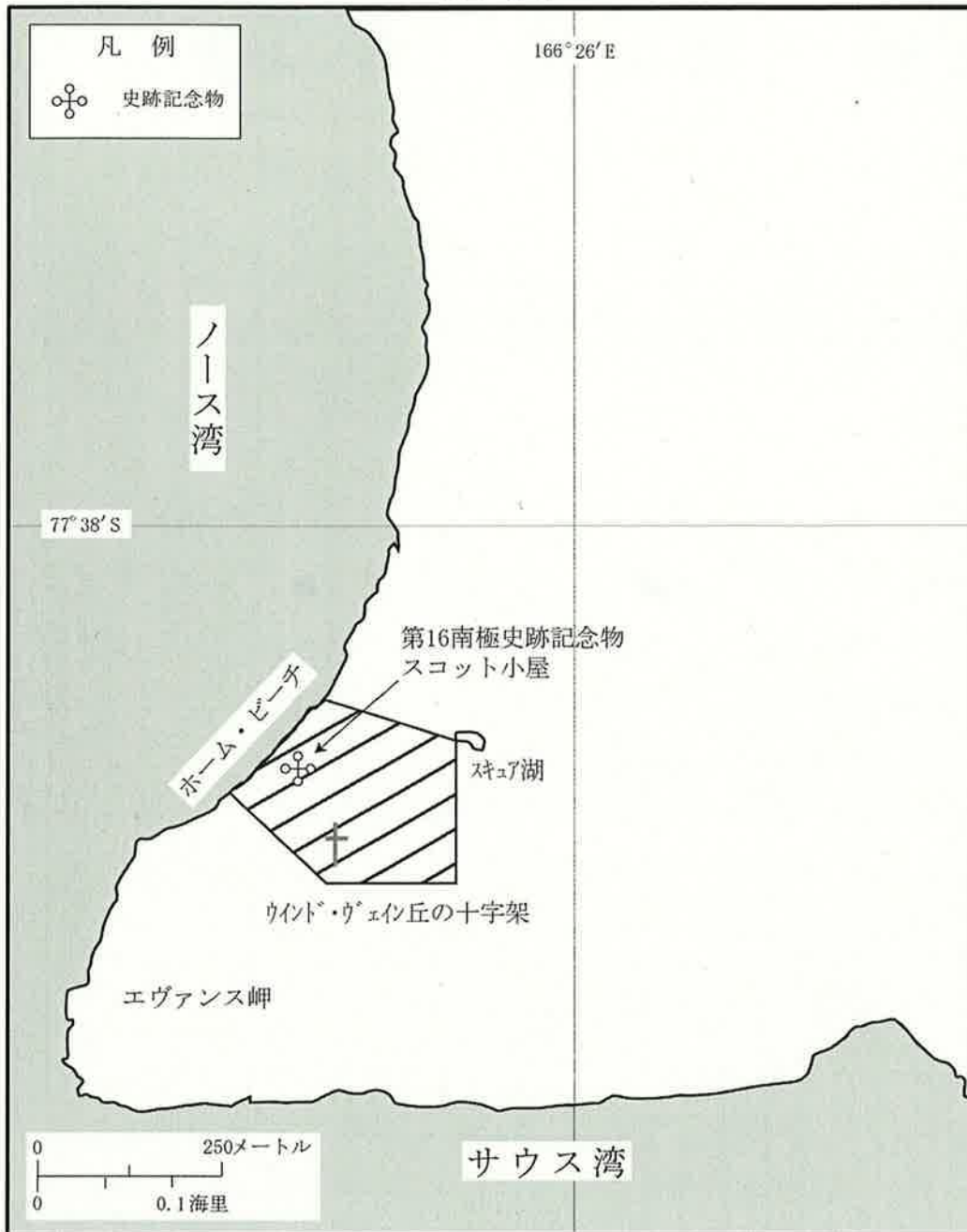
別記第五十五南極特別保護地区を次のように改める。

第五十五南極特別保護地区

ロス島のエヴァンス岬

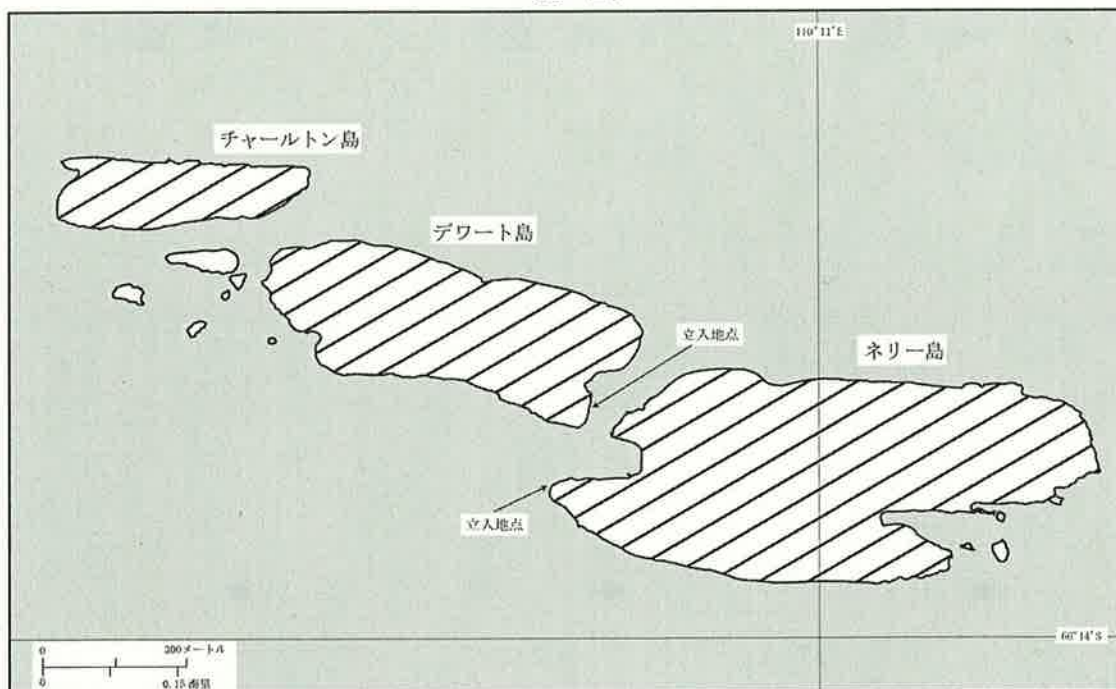
この地区は、ロス島の西部にあり、ロス島の西海岸線、南緯 77 度 38 分 5 秒東経 166 度 25 分 13 秒の地点と南緯 77 度 38 分 6 秒東経 166 度 25 分 36 秒の地点を結ぶ直線、東経 166 度 25 分 36 秒の経度線、南緯 77 度 38 分 15 秒の緯度線及び南緯 77 度 38 分 15 秒東経 166 度 25 分 9 秒の地点と南緯 77 度 38 分 12 秒東経 166 度 24 分 49 秒の地点を結ぶ直線により囲まれた区域(次の地図の斜線部分) から成る。

(地 図)



別記第六十南極特別保護地区の地図を次のように改める。

(地図)



別記第六十七南極特別保護地区の次に次のように加える。